

住民税非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

※受給には手続きが必要です

申請期限：令和4年9月30日(金)※消印有効

令和4年6月以降の支給対象と申請の手続き

千葉市で支給対象となる世帯(1 2 3 のいずれかの世帯)

※令和3年12月10日以前から日本国内に住民登録されている方が対象です。

※給付金は、1世帯につき1回のみ、重複受給はできません。

既に住民税非課税世帯に対する給付金を受けた世帯等は対象外です。



1 令和4年度非課税世帯

令和4年6月1日時点で千葉市に住民登録があり令和4年度から新たに「世帯全員の住民税均等割が非課税」となった世帯

A

確認書が届きます(要返送)

世帯の全ての方が
令和3年12月10日以前から
千葉市にお住まいの場合

または

B

申請書を提出してください

世帯の中に令和3年12月11日
以降に市外から転入した方が
いる場合

詳しくはうら面「Ⅰ」へ

2 令和3年度非課税世帯

令和3年12月10日時点で千葉市に住民登録があり令和3年度に「世帯全員の住民税均等割が非課税」の世帯の中で

令和3年1月2日以降に
市外から転入した方が
いる世帯

申請書を提出してください

詳しくはうら面「Ⅱ」へ

3 家計急変世帯

申請時点で千葉市に住民登録があつて新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

申請書を提出してください

詳しくはうら面「Ⅲ」へ

お問い合わせ

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター ☎ 0120-201-745 受付時間 平日8:30~17:30

相談窓口 ※支給対象の確認や申請の受付は行っておりません。

・中央保健福祉センター(きぼーる)13F
・花見川保健福祉センター3F ・稲毛保健福祉センター1F
・若葉区役所1F ・緑保健福祉センター2F ・美浜保健福祉センター4F
受付時間 平日8:30~17:30 ※設置は令和4年9月30日(金)まで

○耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail : kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX : 043-245-5541

○詳細は市ホームページにも掲載しております。



【千葉市HP】



マイナンバーカードの申請はお済みですか？

千葉市ではマイナンバーカードの出張窓口を開設しています。詳しくは、[千葉市 出張窓口](#)

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

受理した日から1か月程度が目安です。

※振込日等、個別のお問い合わせにはお答えできません。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

A 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から千葉市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、千葉市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- お送りした確認書の内容をご確認いただき、必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

※一部添付書類が必要な場合があります。



B 世帯の中に、令和3年12月11日以降に千葉市に転入した方がいる場合

- 申請書※に必要事項を記入して、添付資料とともに、専用の返信用封筒によりご提出ください。

II 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

世帯の中に、令和3年1月2日以降に千葉市に転入した方がいる世帯

- 申請書※に必要事項を記入して、添付資料とともに、専用の返信用封筒によりご提出ください。

III 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額については、ホームページをご確認いただくか、おもて面のコールセンターにお問い合わせください。)

- 申請書※に必要事項を記入して、必要書類とともに、専用の返信用封筒によりご提出ください。



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

※申請書の入手方法

申請書のご請求は、おもて面のコールセンターまで
専用の返信用封筒等と一緒にご自宅へ郵送します。
また、各区の相談窓口でも配布しますのでご利用ください。

(市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送料はご自身でご負担をお願いします。)



【申請書ダウンロード】

! 給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



給付金に関しては、おもて面のコールセンターまたは各区の相談窓口までお問い合わせください。

